

組 合 員 資 格 得 喪 通 知

令和 年 月 日

長野堰土地改良区
理事長 様

次のとおり、土地改良法第43条第1項の規定により、地区内の土地について組合員資格に移動があったので通知します。

1 土地の全部 又は一部に つき、組合 員資格が なくなる者	住 所						組合員資格の ア、全部喪失 イ、一部喪失
	フリカ ^ナ	-----					
	氏 名	㊟					
	生年月日	㊟・㊟・㊟	年	月	日		
	電話番号	()					
2 上記の者の 当該土地に つき、組合 員資格を 取得する者	住 所						組合員資格を ア、新規取得 イ、既組合員
	フリカ ^ナ	-----					
	氏 名	㊟					
	生年月日	㊟・㊟・㊟	年	月	日		
	電話番号	()					
3 資格得喪の原因 ※該当項目の□にレ(チェック)		<input type="checkbox"/> 現組合員死亡 <input type="checkbox"/> 相 続 <input type="checkbox"/> 贈 与 <input type="checkbox"/> 売 買 <input type="checkbox"/> 経営移譲 <input type="checkbox"/> 賃貸借権の設定合意及び合意解消 <input type="checkbox"/> その他 ()					
4 資格得喪の時期		令和 年 月 日					
5 土地の 表示	町	字	地 番	地目	地 積(m ²)	備 考	
	—					—	
	—					—	
6 附 記							

※1. 代理人による申請の際は、組合員資格のなくなる者又は取得する者どちらか一方から委任を受け、委任状を添付してください。

※2. 土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、上記土地に係わる滞納賦課金なども承継することになります。(詳細は、裏面をご覧ください)

※事務 処理 欄	地区	-----	組合員番号	-----	処理 済 確 認	組合員名簿	
	受理	令和 年 月 日				土地台帳	
	摘要					賦課台帳	

組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も継承する事になります。

※ 詳細については、長野堰土地改良区までお問い合わせ下さい。

〈お問い合わせ先電話番号〉 027(322)2249

土 地 改 良 法

第42条 (権利義務の承継及び決済)

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の継承又は第3条第2項の規定による交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

- 2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条第2項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

第43条 (組合員の資格得喪の通知義務)

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を土地改良区に通知しなければならない。

- 2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。